

災害援護資金貸付制度の見直しに関する要望

要望の要旨

災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず、約定による償還が困難な方々が存在している状況であります。

よって、国は、自治体が災害援護資金の支払猶予を適用し、借受人の償還期間を延長した場合には、自治体の国に対する償還期間を延長すること、また、災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、自治体と協議の上、具体的な基準を明示すること、さらに、災害援護資金の利子のみでの費用充足では十分な債権回収が困難なことから自治体個々の取組に係る経費について、助成を行うことを要望します。

要望の理由

当該貸付金は、被災者の生活再建に資するためのものであり、原資は国（2/3）及び県（1/3）から市町村への

貸付金です。

一定所得以下の世帯が対象で、償還資力の審査要件や年齢制限はありません。

本市では、平成29年度より実償還が開始されていますが、未曾有の震災被害で収入の回復が遅れ償還が困難な方々が存在しており、事情に応じ少額償還、繰上償還、口座引落とし等の多様な償還手段を講じ、毎年の現況調査を実施し、適正な債権管理に努めているところであります。

しかしながら、復興を半ばにして強行に貸付金償還を押し進めることは、被災者の日常的な生活を著しく困窮させることにもつながるため、1回当たりの償還額を低く抑え、通常よりも長い期間で償還いただく等の償還方法は必要不可欠と考えられます。

さらに、災害援護資金の貸付利子は市町村の運営事務費等に見合うものとされておりませんが、未曾有の大規模災害により多くの貸付が行われたことから、債権管理上必要なシステム構築や回収業務には多くの費用が発生します。

よって本市は、償還期間の延長と免除規定の明示、併せて経費の助成について要望します。